

## 岐阜県移動美術館 実施要綱

岐阜県移動美術館を実施する場合は、岐阜県教育委員会共催及び後援基準(昭和41年4月1日教育長決定)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(開催趣旨)

**第1条** 岐阜県美術館(以下「美術館」という。)は、県民に親しまれ、開かれた美術館としての活動を、より幅広く推進するため、県民がその収蔵している作品を均等に鑑賞できるよう岐阜県移動美術館(以下「移動美術館」という。)を開催する。

(開催基準)

**第2条** 移動美術館は予算の範囲内で、飛騨、東濃地区等遠隔地域において開催する。

2 移動美術館は、地元市町村(以下「市町村」という。)又は市町村及び当該市町村に所在し、かつ美術館が認めた美術館(以下「地元美術館」という。)との共催で開催する。

3 移動美術館の時期、期間及びその規模等については、共催をする市町村又は市町村及び地元美術館と美術館が協議のうえ美術館が決定する。

4 移動美術館を行う会場は、美術館が展覧会を開催するにふさわしいと認めた施設であること。

(美術品等の取扱)

**第3条** 美術品等の輸送、展示等の取扱は、学芸員等美術品の取扱に十分な経験を有し、かつ信頼できる者が行うか、又は美術館学芸部の職員の立会いにより行うこと。

2 市町村又は市町村及び地元美術館は、美術品等に盗難又は損傷が生じないように、その管理には万全の体制をとること。

(費用)

**第4条** 移動美術館に要する費用は、岐阜県が作品運搬展示費用と作品に関わる保険料及び展示等の指導にかかる旅費を負担し、それ以外のすべてを市町村又は市町村及び地元美術館が負担すること。

(収入)

**第5条** 観覧料収入は、市町村又は市町村及び地元美術館の収入とする。ただし、観覧料の額は市町村又は市町村及び地元美術館と美術館の協議により決定する。

(実施計画書、実施結果報告書)

**第6条** 市町村は、移動美術館の実施計画書及び実施結果報告書を美術館に提出すること。

(その他)

**第7条** この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市町村又は市町村及び地元美術館と美術館が協議して定める。

附則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。